

令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢巾町長 高橋昌造

市町村名 (市町村コード)	矢巾町 (033227)
地域名 (地域内農業集落名)	城内 (城内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

拡大意向のある経営体が少なく、後継者未定の農地もある。将来の営農意向の確認ができていない農地もあり、今後検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の集落営農組織においては、水稻、小麦及び牧草に取り組んでおり、構成員はそれぞれ集落営農の水稻、小麦及び牧草と自身で取り組む野菜や果樹などで複合化を図っている。認定農業者も各々の作目で営農しており、地域内では様々な作目が生産されていることから、将来的に6次産業化も検討できれば良いと考えている。

また、水稻の特別栽培に継続的に取り組んでおり、今後も続けていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	80.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	80.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	80.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体である集落営農組織、認定農業者へ集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への経営意向を踏まえ、農業委員と調整し、必要に応じて集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
清水野について、耕作者の利便性のため検討がなされている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当事例なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①中山間部に電気柵を設置している。
②水稻、果樹で減農薬に取り組んでいる。
③ドローンでの防除を行っている。
⑤りんごの栽培を行っている。
⑦多面的を活用し、畦畔の草刈り、せき堀、農道の整備を行っている。